

令和7年1月15日

南相馬市農業委員会
1月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和7年1月15日(水) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	欠	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	欠	13	若 杉 裕 二	欠
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	欠 番	
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	欠 番	
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

原町区 小谷津 弘隆

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

3. 出席職員

事務局

①局 長 増山 善樹 ②次 長 佐藤 俊文 ③主 査 宮本 達男

④副主査 米本 一樹

農地集積課

①係 長 俣野 典康 ②主 査 江口 秀則

4. 日 程

日程第1	議事録署名委員の指名について	
日程第2	諸般の報告	
日程第3	報告第1号	農地専門委員会の開催報告について
日程第4	報告第2号	農地法第18条第6項の貸借借の解約の通知について
日程第5	報告第3号	違反転用事案の報告について
日程第6	議案第1号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第7	議案第2号	南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第8	議案第3号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について
日程第9	議案第4号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第10	議案第5号	農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第11	議案第6号	農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第12	議案第7号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第13	議案第8号	農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第14	議案第9号	農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第15	議案第10号	農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第16	議案第11号	農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第17	議案第12号	現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 只今より、令和7年1月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、1番委員、3番委員、13番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号4番委員、5番委員、6番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。12月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第3、報告第1号「農地専門委員会の開催報告について」を議題といたします。農地専門委員長からの報告を求めます。

委員長 それでは報告第1号について、委員会を代表して報告をいたします。議案書の2ページから4ページのとおりです。開催日時、出席者、協議の概要等は3ページに記載のとおりでございます。主たる協議の令和7年度標準農作業料金については、4ページのとおりとなります。委員会では、3点ほど考慮の上に、十分な検討と協議をさせていただきました。県内の市町村の料金や、作業項目の実例を参考とさせていただいております。令和6年10月5日改正の県内最低賃金が900円から955円と、15円が引き上げとなっております。また、燃料高騰対策の国の補助金が、今年の12月19日に縮小され、参考に管内の一事業者の店頭価格ではありますが、1リットル当たりのガソリン価格が174円、灯油は118円、軽油は152円であり、それぞれ7円ほど値上げとなっております。県内のガソリン価格の平均は181円であります。今朝の新聞で報道されたとおりであります。1月16日に、さらに補助金が縮小され、今後燃料は5円程度高値となります。このことを踏まえまして、4ページの料金表右側の枠内に、簡略な変更事由を記載してあります。

先ず、料金表の下の枠内に二行の文字がありますが、一行目の「この料金表は農作業受委託の金額を決める目安」とこのようになっておりますが、目安を基準という文言に変更をさせていただきたいとの案でございます。

次に、一般農作業料金につきましては、時給項目を追加いたしまして、料金は最低賃金と同額といたします。さらに、次年度以降も原則的には最低賃金引き上げと同額ずつ引き上げるものとしたい。このような案でございます。

次に、育苗については、JAの単価を尊重することとします。また、育苗、糶摺り、色彩選別の3項目を除いて、全ての料金については、燃料高騰を考慮し、6年度より一律5%を引き上げる案とさせていただきます。さらに、従来までは一項目で表記されておりました田植え作業については、現状の作業実態に則した4項目に細分化する案でございます。

次に、草刈り作業は、従来までは三分割で表記されておりましたが、明確化のためにディスクモアの項目を削除し、作業実態に合わせた項目表記に変更させていただきました。変更箇所の説明は以上でございます。ついでには、来る1月28日に予定をしております標準農作業料金検討会議に本素案を提出しまして、協議を経て、来る2月の定例総会において、承認のもとに決定することとなりますので、是非ご理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。なお、1月28日の検討会議に先駆けて、本委員会でご質問、ご意見、ご提言、ご指導等々がありましたら、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第4、報告第2号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 それでは報告第2号についてご説明いたします。議案書の5ページになります。今回2件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続をしましたことを報告いたします。詳細につきましては記載のとおりであります。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第5、報告第3号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 それでは報告第3号についてご説明いたします。議案書の6ページ、整理番号1番及び2番につきまして、当事者の住所氏名、違反転用地の所在、発生年月日等は記載の通りです。

 先ず、整理番号1番ですが、昭和50年以前に農業用倉庫などを建築し、一部は農業用広場として使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受け、違反転用状態を是正するものとなります。

 続きまして、整理番号2番ですが、昭和38年頃に住宅を建築し、現在も使用しております。今般、農地の転用許可を受け、違反転用状態を是正するものとなります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、議案第1号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第1号についてご説明いたします。議案書の7ページから21ページになります。市が農用地利用規程を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第1号についてご説明申し上げます。議案書の7ページから21ページになります。原町区高平地区において、担い手の経営移譲による見直し等に伴う、農用地利用規程の一部を改正することについて審議を求めるものでございます。農用地利用規程の内容につきましては、10ページからになります。当該規程は、高平地区の21世紀水田農業モデル圃場整備事業に呼応して、事業の成果を維持し、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的としております。今回、担い手の経営移譲による見直し等に伴い、農用地利用規程の一部を改正するものでございます。地区の担い手は8名を予定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第2号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。議案書の22ページ及び別冊資料のとおりとなります。市が農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第2号についてご説明いたします。議案書は別添資料でございます。原町区大木戸地区に建売住宅を整備するものでございます。農業振興地域内農用地の除外要件について、全て満たしております。別添資料の7ページ及び8ページの検討内容をご覧いただきたいと思っております。代替地がないこと、地域計画の達成に支障を及ぼさないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと、農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと、土地改良施設に支障を及ぼさないこと、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること、以上の項目でございます。特に、代替地の部分につきましては、農地集積課で申請者等に確認を行い、建売住宅用地の候補として5箇所ほどあったようでございますが、いずれも地権者との交渉や、開発の諸条件が整わなかったとの話を聞いております。さらには、8ページに地元営農者の声として二点ほど上げております。

先ず一つ目は、除外について耕作者に聞き取りした結果でございます。周辺農地を耕作する際の消毒の断りの件数が今まで以上に増えるという声がありましたし、残された西側農地も耕作しづらくなる面はあるということでございました。一方で、これまでの周辺の宅地化の状況、それから代替地がないことなど、所有者の意向もありまして、耕作者からは耕作農地を返還することとしたという経過も聞いております。

次に二つ目ですが、当該農地の除外について、地元において聞き取りした結果、

残された農地の耕作にあたり、周辺農地への配慮はしなければならないとの話でございました。以上でございます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、事務局より報告願います。

事務局 それでは現地調査の結果をご報告いたします。別冊でお配りしております資料の9ページのとおりでございます。去る令和6年12月24日午前10時に現地調査を行いました。場所及び出席者は記載のとおりでございます。当該農地は現に耕作している者がおり、周辺農地と同様にブロッコリーが作付されていた状況でございます。農振農用地除外の要件である代替地がないことにつきましては、建売住宅用地としての転用は、農用地区域外の土地で行われている状況であることから、代替は困難であるとは認められないと判断をいたしました。

次に、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないことにつきましては、土地の一部分が建売住宅用地となることにより、残された農地は不整形地となり、効率的な営農に支障を及ぼすものと思われると判断をいたしました。以上のことから、本案件に対する農業委員会としての意見について、土地の代替が困難であるとは認められず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるものと思われるとの意見を付すこととしたい。このように、現地で意見がまとまったところでございます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば、発言を願うところですが、先月の議論の過程を踏まえまして、一旦休議し、ある程度の自由な意見交換を行いたいと思います。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

14番委員 確認のため、休議中に出た意見を踏まえ、再度事務局より意見の内容を読み上げていただけませんか。

事務局 意見の内容ですが、「南相馬農業振興地域整備計画の変更の附図番号2の1の案件については、土地の代替が困難であると認められず、また、隣接した農地は現に耕作されており、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるものと思われる。本申請地の農振農用地からの除外については、周辺地域の営農への影響が最小限となるよう、隣接または周辺の営農者の声や意見に配慮願

たい。」このようになります。

議 長 14番委員、よろしいでしょうか。

14番委員 はい、私はよろしいと思います。

議 長 そのほか、意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、ただいま事務局から読み上げました内容について、農業委員会の意見として付すことにいたします。

議 長 次に、日程第8、議案第3号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。議案書の23ページから31ページになります。3条許可となりました賃借権の取消願が3件ございます。いずれも申請者の被設定人は同一であります。取り消しの理由についても、申請番号1番から3番まで同一になります。申請当事者の住所氏名、土地の表示等については記載のとおりでございます。取り消しをする理由であります。営農型太陽光発電を目的として、賃借権の設定をするために許可を受けましたが、被設定人である法人ですが、度重なる組織再編を起因として財務状況が悪化し、新規の資金調達が難しい状況に陥りつつありました。このことによりまして、残る事業期間を安定的に運営することを目的としまして、資金繰りの改善のため、事業を新設会社であります法人に譲渡するため、事業者が変更となることから、許可の取り消しを行うものであります。詳細につきましては記載のとおりでございます。なお、申請番号1番については、議案第5号申請番号2番の関連議案となります。また、申請番号2番及び申請番号3番については、議案第5号の申請番号3番の関連議案となります。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第4号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。議案書の32ページから33ページになります。申請番号1番から5番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第5号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。議案書の34ページから38ページになります。申請番号1番から3番について、詳細は記載のとおりです。なお、申請番号2番及び3番については、記載事項の一部に誤りがありましたので、先にお渡ししております正誤表のとおり、訂正をいたすところでございます。また、申請番号2番については、議案第3号申請番号1番の関連議案であり、また申請番号3番については、議案第3号申請番号2番及び申請番号3番の関連議案となります。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第6号についてご説明をいたします。議案書の39ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足といたしまして、申請番号1番につきましては、報告第3号整理番号1番との関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、5番委員。

5番委員 議案第6号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第3号整理番号1番の関連案件です。現地案内図は1ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る1月7日午前8時30分頃より、代理人行政書士及び申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、7番委員。

7番委員 議案第6号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る1月8日午後2時15分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議よろしく願います。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第7号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第7号についてご説明をいたします。議案書の40ページから45ページ、申請番号1番及び2番につきまして、申請当事者の氏名、土地の表示、事業計画を変更する理由は記載のとおりです。先ず、申請番号1番ですが、営農型発電設備を設置する目的で一時転用許可を受け、令和8年2月22日までの期間で事業を実施しておりますが、当初許可を受けた法人は度重なる組織再編を起因とする財務状況の悪化により、新規での資金調達が難しい状況でございます。本事業を安定的に運営することを目的に新設された法人にて事業を承継し、事業継続をするため、必要な事業計画変更申請を行うものとなっております。

続きまして、申請番号2番ですが、こちらも目的、理由は同じでございます、一時転用期間は令和7年8月20日までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番及び2番について、11番委員。

11番委員 議案7号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。議案第11号申請番号2番関連となります。現地案内図は3ページのとおりです。事業計画変更の理由は記載の通りでございます。去る1月11日午後1時頃より、被設定人立ち会いのもと、私と12番委員の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第7号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。議案第11号申請番号3番の関連です。現地案内図は4ページになります。事業計画変更の理由は記載のとおりであります。去る1月11日午後1時30分頃より、被設定人立ち会いのもと、私と12番委員の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第8号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第8号についてご説明いたします。議案書の46ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。補足といたしまして、申請番号2番につきましては、報告第3号整理番号2番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、15番委員。

15番委員 議案第8号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る1月8日午前10時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、7番委員。

7番委員 議案第8号申請番号2番について現地調査の報告いたします。この案件は報告第3号整理番号2番関連の案件です。現地案内図は6ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る12月29日午前9時頃より、代理人行政書士及び譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士及び譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第9号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第9号についてご説明いたします。議案書の47ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。補足といたしまして、申請番号1番につきましては、第3種農地に集合住宅を建築するための転用申請となっております。

続きまして、申請番号2番につきましては、第2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、7番委員。

7番委員 議案第9号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る1月8日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、15番委員。

15番委員 議案第9号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る1月9日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第10号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第10号についてご説明いたします。議案書の48ページ、申請番号1番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。第1種農地の転用となりますが、農業用施設事業としての転用となりますので、妥当であると判断をしております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、15番委員。

15番委員 議案第10号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る1月8日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第11号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第11号についてご説明いたします。議案書の49ページから53ページ、申請番号1番から3番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足といたしまして、申請番号1番につきましては、第3種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。

続きまして、申請番号2番及び3番につきましては、議案第7号との関連であり、既存の営農型発電施設において営農者及び発電事業者が変更になることに伴う申請となっております。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、17番委員。

17番委員 議案第11号申請番号1番についての調査報告をいたします。現地案内図は10ページのとおりです。去る1月9日午前9時過ぎより、代理人である行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い、聞き取り及び現地の確認調査を行いました。調査の結果、第3種農地であること、近隣住民への説明及び了解も得ておることから、立地基準、一般基準も満たしており、何ら問題ないものと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。以上です。

議 長 続きます、申請番号2番及び3番について、11番委員。

11番委員 議案第11号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。議案第7号申請番号1番関連となります。現地案内図は3ページのとおりです。申請理由は記載の通りでございます。去る1月11日午後1時頃より、被設定人立ち会いのもと、私と12番委員の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きます、議案第11号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。議案第7号申請番号2番の関連です。現地案内図は4ページになります。申請理由は記載のとおりであります。去る1月11日午後1時30分頃より、被設定人立ち会いのもと、私と12番委員の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第12号「現況確認証明申請について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号1番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、15番委員にはこの間退席を願います。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。事務局から申請番号1番についての説明を求めます。

事務局 議案第12号申請番号1番についてご説明をいたします。議案書の54ページでございます。土地の所在、地番、地目、面積、判定地目は記載のとおりです。今回申請のありました土地は2筆でございますが、どちらも非農地と判定をいたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番について、現地調査委員を代表しまして、7番委員から報告を願います。

7番委員 議案第12号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。去る1月7日午後1時より、農業委員1名、農地利用最適化推進委員2名、事務局1名の合計4名で現地調査を行いました。申請番号1番ですが、現地案内図は11ページになります。現地は原町区大原地区にあります。山林化していましたので、非農地と判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。15番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。続きまして、議案第12号の残り全てについて、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第12号の残り全てについてご説明いたします。議案書の54ページから55ページ、申請番号2番から8番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載の通りです。今回申請のありました土地のうち、申請番号2番の2筆を農地、それ以外の申請地を非農地と判定をいたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上

です。

議 長 続きまして、申請番号2番から8番について、現地調査委員を代表しまして、7番委員から報告を願います。

7番委員 議案第12号申請番号2番から8番について現地調査の報告をいたします。先ず、申請番号2番ですが、現地案内図は12ページです。原町区大木戸地区にあり平地で草もきれいに刈られており、土質も良く、畑として利用できない状況ではないため、農地と判断いたしました。

次に、申請番号3番ですが、現地案内図は13ページです。原町区陣ヶ崎の土地ですが、平地で住宅が中心にあります。地権者は県外に移住しているため、手入れされておらず、竹林化しております。農地への再生は困難なため、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号4番ですが、現地案内図は14ページです。原町区二見町の土地ですが、周辺は住宅地で、現在、道路として使用しており、狭小地ですので農地に復元するのは困難なため、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号5番ですが、現地案内図は15ページです。原町区小浜地区です。ここにつきましては、現地に行く道がはっきりしておらず、写真で見ると山林化になっているのが確認できるため、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号6番ですが、現地案内図は16ページです。鹿島区江垂地区になりますが、畑の周囲が山林のため、どこが畑なのか分からない状況であったことから、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号7番ですが、現地案内図は17ページのとおりです。鹿島区横手地区になりますが、畑の周囲に大きな木があり、太陽の陽射しがなく、作物を作っても物にならないと思うので、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号8番についてですが、現地案内図は17ページのとおりです。面積が広大であります。段差があり、笹竹が繁茂しており、野生動物に荒らされており、担い手の方をお願いするとしても耕作していただけるような状況ではないということで、非農地と判断いたしました。以上、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

11番委員 申請番号3番ですが、陣ヶ崎の平地で面積もかなり大きいですが、平成初期から何もやっていないということで、どの程度の山林となっているのでしょうか。土地としては良いように思うのですが、現況が分かりませんので、ご説明をお願いします。

7番委員 土地も整形で良い土地なのですが、一面に孟宗竹^{もうそうちく}がすごく、撤去するのがとても困難な状況なので、非農地と判断しました。

11番委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 以上で、本日予定いたしました報告3件、及び議案12件、合わせて15件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の1月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

(閉会 午後3時00分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和7年2月17日

議事録署名人(4番・ハラダ ヨシノリ)

議事録署名人(5番・サトウ マサシ)

議事録署名人(6番・ハマナ ヒロユキ)
